

「立憲主義」って何だ？

2015年11月6日

萩原繁之（理事長、弁護士）

「戦争法制」とも言われる「安全保障法制」は、多くの国民の反対と怒りの声を踏みにじって制定されたが、これが立憲主義を破壊するものだ、と言われる。私もそう思う。

でも、「立憲主義」って何だ。意外に深く知られていなくて、「民主主義」ほどには、よく分かっていないというのが実情ではなかろうか。

「民主主義」と、どこがどう違っていて、どこがどう共通するのだろうか。

私が憲法の勉強をしていたとき読んだ憲法の教科書、佐藤幸治著「憲法」には日本国憲法の理念について「立憲民主政」という言葉が書かれていた。他面で、「立憲君主制」の国家がある、と言われる。

立憲主義は、民主主義とも、民主主義とは言えない君主制の政治体制とも、ある程度、両立しうる、ということである。

立憲主義とは、憲法を制定してそれに従って統治をおこなう政治理念のことで、そこでいう憲法とは、人権保障と権力分立を内容とするものでなければならないとされる。人権保障と権力分立が確立していたとは言えない場合には、外見的立憲主義と言われる。憲法という統治の基本原則が確定されていて、それに則って政治がなされることによって国民個人個人の人権と尊厳が守られるということだ。立憲主義に対立するのは専制主義だろう。

我が国の近代史をごく大雑把に私なりに振り返ってみると、明治維新政府は、成立当初から、対外的には江華島事件などに示されるような侵略主義の傾向を持ちつつ、対内的には、薩長藩閥政府による「有司専制」といわれる専制政治をおこない、これに不満を持つ国民の間から、西南戦争を頂点とする不平士族の反乱の後、自由民権運動がわき上がり、これが国会開設運動につながって、明治憲法と帝国議会開設となった。

私自身、「立憲主義」について、何年か前に、樋口陽一博士の講演を聴講して再認識したのだが、我が国で近代的政党として結成されたのは、最初が自由党だが、その次は立憲改進黨だったし、その後も、自由党に立憲の名前を付けた立憲自由党、立憲政友会、立憲国民党、立憲同志会、立憲民政党と、党名に「立憲」の文字を唱えた政党が目白押しだ。

これはすなわち、戦前の天皇制国家の下でも、立憲主義が大事であって、憲法に則った政治がなされなければならない、政治が専制主義に陥ってはならない、という認識が一般化していたことを意味するだろう。戦前の天皇制国家の下では、国民を主権者とする「民主主義」は、「国体」に反する思想として許されず、そのためもあって吉野作造は「民本主義」という用語と理念を用いた。そうすると、我が国において国民個人々人を尊重する理念として、「立憲主義」は「民主主義」に先立つ、語弊を恐れずに言えば、より初歩的な理念と言えるのではなかろうか。

自国に対する攻撃がないのに「自衛」として戦争をする「集団的自衛権」行使が日本国憲法上許されないことは、明々白々と言うべきであって、このような明々白々な憲法違反の立法を強引におこなうことは、憲法に従わない政治、憲法を踏みにじる政治であって、立憲主義を破壊するものである。だから、安倍政権のやっていることは、民主主義よりも初歩的な国民尊重理念をも踏みにじる、専制政治と言って過言ではないだろう。

考えてみれば、彼の慕ってやまない祖父は、「革新」官僚、満州国、東条内閣商工大臣、A級戦犯容疑者、という経歴を見ても、民主主義とはもちろん、立憲主義とも親和性がなさそうだし、安保条約締結に際して、デモ隊鎮圧のために自衛隊の治安出動を求めたという赤城宗徳元防衛庁長官の証言に照らしても、国民尊重の思想のかけらもない、専制政治の権化だったと見て大きな間違いはなかろう。

しかし、人々は歴史に学ぶものだ。専制政治と専制主義者に、輝かしい未来はない。